

■空家等活用促進区域

No.	自治体	内容	計画書への記載事例	URL
1	兵庫県赤穂市	令和5年3月31日、赤穂市坂越地区の一部区域に空家等活用促進特別区域が指定された。 人口減少、高齢化の進行に伴い、適正に管理されない空家が増加しつつあり、地域住民の居住環境に悪影響を及ぼすことが懸念されている。こうした情勢を踏まえ、坂越地区の魅力・活力向上を目指して、空家や古民家の地域資源を有効活用し、地域景観を保全するとともに、移住・定住・交流を促進し、地域活性化を図ることを目的として、空家等活用促進特別区域を県に申し、令和5年3月31日に指定告示を受けた。	—	https://www.city.ako.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html
2	兵庫県播磨町	令和6年1月19日に播磨町上野添・北野添地区に空家等活用促進特別区域が指定されました。 本地区は、JR土山駅の周辺にあり、保育園、幼稚園、小学校のほか、子育て支援施設も近傍に立地しており、さらに国道2号神戸西バイパス（第二神明道路）明石西インターまで約2Kmと利便性が高く住宅が集積するエリアとなっています。 しかしながら、高齢化及び人口減少が進む中で空家の点が見られ、そのポテンシャルを活かした空家の利活用が進んでいない面も見受けられます。 また、本地区は相対的に高齢化率が高く、人口は減少傾向、世帯数は横ばい傾向にある地区であり、今後空家数が増加することが懸念される地区でもあります。 このことから、空家等活用促進特別区域の指定による空家情報の届出制度を活用することで、空家所有者に対し空家等バンクへの登録促進、補助制度及び空家の利活用に関する情報提供等の空家の流通や活用に向けた働きかけを実施し、適正管理や利活用に対する意識醸成を図ることで空家の利活用を促進することを目的として、県に空家等活用促進特別区域の指定を申し、令和6年1月19日に指定を受けました。	—	https://www.town.harima.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html
3	和歌山県橋本市	現在のところ指定された区域は無い。	—	https://www.city.hashimoto.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html
4	千葉県鎌ヶ谷市	現在のところ指定された区域は無い。	・空家等対策計画P5 「本計画の対象地区は市全域とします。ただし、今後重点的に空家等対策を進める必要がある区域として「空家等活用促進区域」を指定します。」と記載。 ・空家等対策計画P17 「本計画で「空家等活用促進区域」を指定し、補助事業の限度額加算等を検討します。」と記載。	https://www.city.kamagaya.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html
5	福井県坂井市	—	・空家等対策計画P19 「改正法で規定された空家等活用促進区域の指定について研究を進めていきます。」と記載。	https://www.city.fukui.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html
6	山口県萩市	—	・空家等対策計画P1 「さらに令和5年6月14日には、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布、同年12月13日に施行され、空家等の適切な管理及びその活用を一層促進するための空家等活用促進区域に関する制度の創設や、適切な管理が行われていない空家等に対する措置の拡充、空家等管理活用支援法人の指定制度の創設等の規定が新たに定められました。」と記載。 ・空家等対策計画P19 「各種利活用制度の活用についての検討」という項目で空家等活用促進区域の説明について、「市町村が、空家等及び空家等の跡地の活用が必要と認める区域を、区域内の空家等の活用方針とともに空家等対策計画に定めた場合、区域内において、接道規制や用途規制の合理化等の措置を講じたり、所有者等に対し、活用方針に合った空家等活用を要請できる制度。」と記載。	https://www.city.hagi.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html
7	宮城県岩沼市	—	・空家等対策計画P23 ④ 空家等活用促進区域、空家等管理活用支援法人の指定についての検討 法改正により新設された、規制の合理化等により空家の用途変更や建替え等を促進する空家等活用促進区域の設定や、所有者等への情報提供や相談対応等を行う空家等管理活用支援法人の指定については、総務省が実施する住宅・土地統計調査による空家等の状況や本市が毎年実施する現地調査の状況等を踏まえ、必要に応じ本制度の活用を検討します。	https://www.city.iwanuma.lg.jp/kuu/syosetu/20230331_01.html

○事例調査の内容

- ・制度活用の事例
- ・計画書への記載事例

○メモ

兵庫県の自治体が空家等活用促進区域に関連して多くヒットする一方で、その制度はR4.4時点でのものであり、今回のR5改定のものとは異なる。

R6.3策定の計画書でも、空家等活用促進区域のことを本文には記載せず、参考として巻末に記載している特別措置法の中で初めて「空家等活用促進区域」の文言が出てくることがある。

現在のところ、空家等活用促進区域を指定した自治体は見つからない。

区域の指定を検討する程度にとどめている。

■ 空家等管理活用支援法人

No.	自治体	審査基準	計画書への記載事例	URL
1	神奈川県横浜市	本市では、支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行わないこととします。 なお、「本市の方針」などが決定次第、ホームページ等で公表させていただきます。	・ 空家等対策計画P20 空家等管理活用支援法人制度 市区町村が空家の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人、社団法人、株式会社等を空家等管理活用支援法人に指定ができる制度で、令和5年6月の空家法改正で創設されました。 指定を行った支援法人に対し、所有者の同意のもと、市区町村から空家所有者に関する情報の提供などが可能となります。また、支援法人は、市区町村に対し、空家の財産管理人の選任請求や空家等対策計画の策定等に係る提案が可能となります。	https://www.city.yokohama.lg.jp/kusaka/kusaka.html
2	秋田県秋田市	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第23条第1項に規定する「空家等管理活用支援法人の指定」について、本市では支援法人の指定に係る方針を定めるまでの間、支援法人の指定を行いません。	・ 空家等対策計画P27 空き家等の所有者等にとって、空き家等の管理や活用等に係る情報を容易に入手したり、相談できる環境は必ずしも十分ではなく、市町村においても、人員等の不足により、所有者等への相談対応等が十分にできないことが想定されます。 このため、改正空家法では、市町村の業務を補完するため、空き家等対策に取り組むNPO法人や社団法人等を、市町村が空家等管理活用支援法人として指定する制度が規定されました。本市においても、増大する空き家等対策業務や所有者からの相談に対応するため、空家等管理活用支援法人の指定を検討します。	https://www.city.akita.lg.jp/kusaka/kusaka.html
3	宮城県岩沼市	—	・ 空家等対策計画P23 ④ 空家等活用促進区域、空家等管理活用支援法人の指定についての検討 法改正により新設された、規制の合理化等により空家の用途変更や建替え等を促進する空家等活用促進区域の設定や、所有者等への情報提供や相談対応等を行う空家等管理活用支援法人の指定については、総務省が実施する住宅・土地統計調査による空家等の状況や本市が毎年実施する現地調査の状況等を踏まえ、必要に応じ本制度の活用を検討します。	https://www.city.iwanuma.lg.jp/kusaka/kusaka.html
4	山口県萩市	萩市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととする。	・ 空家等対策計画P19 空家等管理活用支援法人 市町村長が、空家等の管理や活用を図ることを目的とするNPO法人、一般社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定できる制度。	https://www.city.hagi.lg.jp/kusaka/kusaka.html
5	福井県坂井市	1. 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は空き家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。 2. 要綱第10の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。 3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は坂井市暴力団排除条例（平成24年坂井市条例第27号）第2条第3号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当する者でないこと。 4. 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 ア 未成年者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者 オ 暴力団員等 5. 申請者が支援法人として行おうとする業務が、坂井市空家等対策計画に適合するもので、坂井市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められるものであること。 6. 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。 7. 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。 8. 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。	・ 空家等対策計画P17 また、改正法によって規定された空家等管理活用支援法人の指定について活用するための研究を進めます。	https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/kusaka/kusaka.html
6	千葉県鎌ヶ谷市	—	・ 空家等対策計画P17 施行後5年以内に、NPO法人や社団法人等を空家等管理活用支援法人に指定し相談対応等を実施出来るように具体的な手法等を検討します。	https://www.city.kamagaya.lg.jp/kusaka/kusaka.html

7	北海道札幌市	(1) 次のいずれかに該当する法人であること ア 特定非営利活動法人法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人及び一般財団法人を含む。） ウ 空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社（空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であることが、一般に公表され、若しくは公開されている資料等又は定款等から客観的に判断できる者に限る。） (2) 指定業務（空き家対策に関する札幌市の業務の状況等を踏まえ空家等管理活用支援法人を指定することにより対応することが必要であるものとして札幌市が別に指定する業務をいう。以下同じ。）の実施に関する実績（複数年にわたって継続的に実施した実績に限る。）を有し、かつ、支援法人の指定を受けて本市の区域内において適法に指定業務を実施しようとする者（当該指定業務を実施するにあたって必要とされる専門性を有する者に限る。）であること。 (3) 次のいずれにも該当せず、かつ、今後これらの者に該当することがないことを誓約した者であること。 ア 役員等（法人の役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者 エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者 オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者	第2次札幌市空家等対策計画は2021年3月公表のため、計画書には記載なし。	https://www.city.sappo
8	滋賀県多賀町	第 3 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれ にも該当すると認めるときは、法第 23 条第 1 項の規定により、当該申請者を支援法人として指定する ものとする。 (1) 法第 23 条第 1 項に規定する法人または会社であること。 (2) 第 8 条の規定により、指定を取り消され、その取り消しから 2 年を経過しない者でないこと。 (3) 別表 1 の指定基準に適合すること。 (4) 業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制および人員体制を有し、かつ、健全な財務 状況にあること。 (5) 本町内に本店、支店または営業拠点を有すること。 (6) 多賀町暴力団排除条例（平成 23 年多賀町条例第 12 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団に該当し ないこと。 (7) 国税および地方税の滞納がないこと。 (8) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 ア 未成年者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日 から起算して 2 年を経過しない者 エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者 オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定 する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (9) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第 24 条各号に規定する業務 として適切なものであること。 2～4 （略）	多賀町空家等対策計画は令和5年3月策定のため、記載なし。	https://www.town.taga
9	京都府京都市	本市では、次の法人を空家等管理活用支援法人として指定しています。 ・公益社団法人京都府宅地建物取引業協会 ・一般社団法人京都府不動産コンサルティング協会 ・特定非営利活動法人京町家再生研究会 ・公益社団法人全日本不動産協会 ・公益財団法人日本賃貸住宅管理協会	京都市空き家等対策計画は平成29年3月策定のため、記載なし。	https://www.city.kyoto

10	長野県中野市	1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。 2 法第7条第1項の中野市空家等対策計画に適合するものであること。 3 本指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者でないこと。 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。 5 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。 ア 未成年者 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者 オ 暴力団員等 6 支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。 7 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。 8 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。	中野市空家等対策計画は2022年3月策定のため、記載なし。	https://www.city.nakan
11	東京都町田市	1 空家等対策の推進に関する特別措置法第24条各号に掲げる業務（以下「24条業務」という。）について、町田市が実施することが困難であると認められること。 2 町田市と空家対策の協定を締結し、24条業務相当の業務を行っている法人であること。 3 申請の内容が町田市空家対策基本方針に適合するものであること。 4 実施しようとする24条業務を適正かつ確実に遂行するために必要な組織体制及び人員体制を有し、かつ、健全な財務状況にあると認められること。 5 町田市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有すること。 6 町田市暴力団排除条例（平成25年3月町田市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ、これと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。 7 市税を滞納していないこと。	町田市都市づくりのマスタープランは2022年3月策定のため、記載なし。	https://www.city.mach

○事例調査の内容

- ・ 制度活用の事例（審査基準を含め）
- ・ 計画書への記載事例

○メモ

多くの自治体が、空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準の中で以下のような文言を発表している。「市長は、支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、指定を行わないこととする。」

いくつかの自治体は、審査基準を公開していた。更に、京都市では実際に空家等管理活用支援法人を指定していた。

■管理不全空家

No.	自治体	定義	計画書への記載事例	URL
1	千葉県千葉市	管理不全な空家等（特定空家等、管理不全空家等） 1.空家法において「特定空家等」と分類される、下記のような状態の空家等 （1）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 （2）そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 （3）適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 （4）その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 2.空家法において「管理不全空家等」と分類される、下記のような状態の空家等 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態	・空家等対策計画P43 空家法に基づき、放置すれば特定空家等になる恐れがある空家等を管理不全空家等として指導を行い、所有者等による自発的な改善を促します。さらに、勧告を受けた管理不全空家等については、固定資産税等の住宅用地特例を解除します。 ・空家等対策計画P50 （1）管理不全な空家等への対応体制 空家等の適正管理に関する相談は、空家等がある住所を管轄する各区役所が窓口となり、都市局が取りまとめ、関係部局と連携しながら対応しています。 また、勧告、命令、行政代執行、財産管理人選任申し立ての方針決定等は管理不全な空家等に関係する関係部署で構成する、「千葉市空家等対策検討会議（庁内会議）」で諮り、措置しています。	https://www.city.chiba.jp
2	神奈川県小田原市	法第 2 条第 2 項の規定に基づき、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等を「特定空家等」と定義します。 さらに、法第 13 条第 1 項の規定に基づき、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等を「管理不全空家等」と定義します。	・空家等対策計画P41（フロー記載あり） 適切な管理が行われていない空家等が法に規定する管理不全空家等に該当する場合は、法第13条各項に基づく措置を実施し、所有者等に対して状態の改善を促す ・空家等対策協議会において、案件ごとの状況に応じた具体的な解決方法を検討し、助言・提案などにより所有者等を支援	https://www.city.odawa
3	秋田県秋田市	—	・空家等対策計画P24 管理不全な空き家等については、国の基本指針やガイドラインに基づき、本市の特定空家等や管理不全空家等の認定基準を策定するとともに、特定空家等や管理不全空家等に認定し、法の基づく助言又は指導を行います。また、助言又は指導により、改善が見られない特定空家等については、必要に応じて勧告、命令および代執行を検討します。 なお、特定空家等に危険な状態が急迫し、人命への危害等を及ぼすおそれがあると認められる場合は、条例に基づく緊急安全措置の実施のほか、法に基づく緊急行政代執行の実施などを検討します。	https://www.city.akita.l
4	青森県八戸市	適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいいます。	・空家等対策計画P28（フロー記載あり） 管理不全空家等に関する措置 【主な取り組み】 管理不全空家等と判断された空家等の所有者等に対して、空家法第13条の規定に基づき「指導」、「勧告」の行政措置を行い、問題の早期解決に努めます。 1 指導（空家法13条第1項） 当該空家等の所有者等に対して、管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「指導」します。 2 勧告(空家法13条第2項) 指導が行われたにも関わらず、なお当該空家等の状態が改善されないと認められるときには、猶予期限をつけて、所有者等に対して管理不全な状態を改善する措置を講ずるよう「勧告」します。	https://www.city.hachir
5	福井県坂井市	—	・空家等対策計画P14 （2）管理不全空家等に対する措置 適切な管理が行われずこのまま放置すれば特定空家等になる恐れのある空家等（管理不全空家等）の所有者等に対して、注意喚起・改善依頼を行います。また、法に基づく指導、勧告の必要な措置を行い、できるだけ空家等が特定空家等まで進行しないような取組を進めます。さらに、近年頻発する各種災害を踏まえ、雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた又は被害が見込まれる空家等の緊急的・予防的な除却にも取り組みます。また、警察や消防等の関係機関と、防犯・防火の適正管理、危険回避・応急措置・災害対応等の必要な措置について連携して取り組みます。	https://www.city.fukui-sa

6	山口県萩市	1. 管理不全空家等の定義 法第13条第1項には、管理不全空家等について、次のように規定されています。 (適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置) 第13条 管理不全空家等とは、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいいます。 ※国が示した、管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）には、空家等が周辺の生活環境に及ぼし得る影響の程度等を踏まえて判断するとされています。 ※その他、ガイドラインの別紙1から別紙4までに判断に際して参考となる基準が記載されています。	・空家等対策計画P24 3. 法には、管理不全空家等に対して次の措置が規定されています。 （1）第13条第1項の規定による指導 空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるとき。 （2）第13条第2項の規定による勧告 指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認めるとき。 土地の固定資産税の住宅用地特例が解除されます。 4. 条例及び規則には管理不全空家等に対しては次の事項が規定されています。 （1）条例第6条第2項の規定による情報の提供 （2）規則第6条の規定による管理不全空家等の通知 5. 管理不全空家等に対する措置の指針 国が示した、ガイドラインに基づいて措置します。	https://www.city.hagi.lg.jp/
---	-------	--	---	--

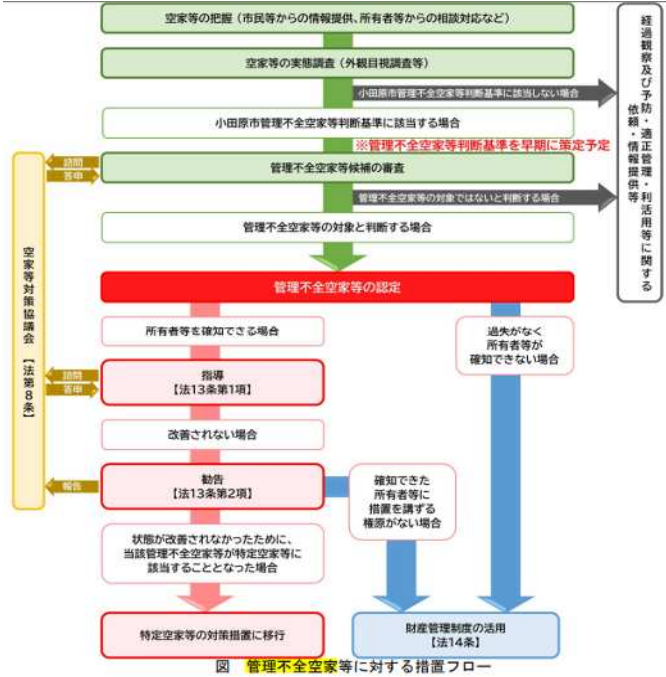
○事例調査の内容

- ・制度活用事例（判断基準を含め
- ・国ガイドラインの整理
- ・計画書への記載事例

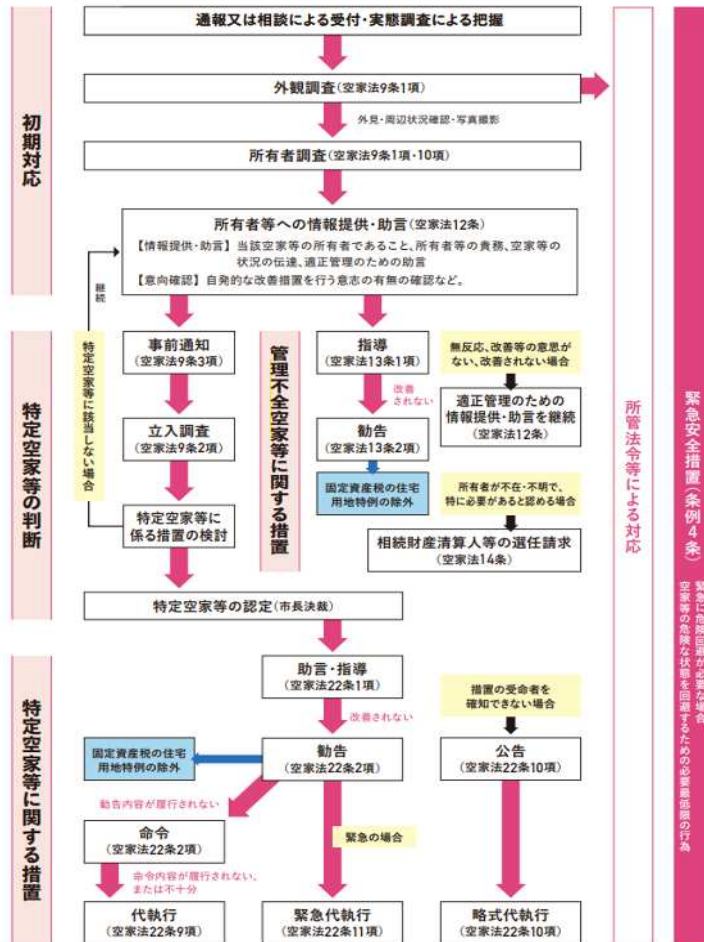
○メモ

R6.3以降に策定された空家等対策計画には、管理不全空家の定義、措置について書かれている事例が多くみられたが、制度を活用した事例は見つからない。

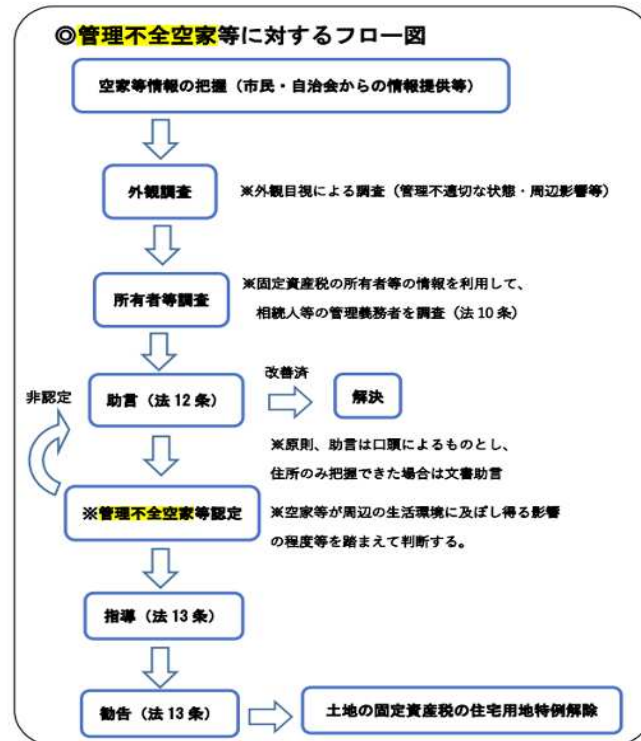
↓小田原市



▶▶▶ 管理不全な空家等への対応の流れ ◀◀◀



2. 管理不全空家等に対する市の対応は、次のとおりです。



■財産管理人

No.	自治体	内容	計画書への記載事例	URL
1	山口県萩市	—	第8節 特定空家等に係る略式代執行 1. 略式代執行の検討（※相続財産管理人制度等の検討） 略式代執行については、法第22条第10項の規定により、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて助言若しくは指導又は勧告が行われるべき者を確知することができないため命令を行うことができないときを含む。）を行うことができるとされています。 略式代執行を行うか否か、又は、その前段として相続財産管理人制度等の活用をすべきか否かについては、所有者等の調査状況、特定空家等の状態及び周辺の生活環境等への影響を勘案する必要があります。 2. 協議会の意見（※相続財産管理人制度等の検討） 前項の検討の結果、相続財産管理人制度等の活用、若しくは、略式代執行を行おうとするときは、萩市空家等対策協議会運営要綱第3条に基づく協議会の事務規定により、協議会の意見を聴くこととします。 これは、略式代執行等を行うか否かの妥当性について意見を聴くものです。 3. 略式代執行の手続 略式代執行を行う際に必要な手続は、法第22条第10項に規定されています。 具体的には、次の手続となります。なお、手続の詳細は、法第22条第10項及び規則並びにガイドラインによります。 （1）事前の公告 （2）義務者が判明した場合の費用の徴収（国税滞納処分の例による強制徴収）	https://www.city.hagi.lg.jp/
2	秋田県秋田市	—	・空家等対策計画P24 民法では、土地、建物等の所有者が不在又は不明である場合等に、利害関係人の請求により裁判所が選任した「財産管理人」が管理や処分を行うことができる「財産管理制度（※）」が定められており、空家法改正等により、空き家等の適切な管理のために特に必要があると認められる時には、市町村長による選任請求が可能となりました。管理不全空家等の解消の手段として有効であることから、本市でも財産管理制度の活用を検討します。	https://www.city.akita.lg.jp/
3	埼玉県川口市	R5改正の制度ではないが、相続財産管理人の制度を実施した例が多くある。	—	https://www.city.kawaguchi.lg.jp/
4	国土交通省	空き家対策における 財産管理制度活用事例集	—	https://www.mlit.go.jp/emptyhouse/
5	千葉県船橋市	R5改正の制度ではないが、相続財産管理人の制度を実施した例が多くある。	—	https://www.city.funabashi.lg.jp/

事例調査の内容

- ・管財人×費用回収の事例
- ・計画書への記載事例
- ・財産管理人を立てるべき空家要件
- ・市で特定空家への対応事例あり（※）

メモ

R5改正の制度を使って費用回収を行った例は見当たらなかった。